

「宗教に関する一般的な教養」についての一考察

—インバウンド対応ガイドブックを参考として—

(愛媛大学教育学部附属教育実践総合センター) 岡田 英作

(愛媛大学教育学部附属教育実践総合センター) 加藤 匡宏

A Study of “General Knowledge about Religion” with Reference to Inbound Communication Guidebook

Eisaku OKADA and Tadahiro KATO

(2020 年 9 月 1 日受理)

キーワード：宗教教育 (Religious education)、宗教知識教育 (Religious knowledge education)、宗教文化教育 (Education on religious cultures)

1. はじめに

日本の学校で行われる宗教に関わる教育（宗教教育）をめぐるのは、2006（平成 18）年 12 月に改正施行された教育基本法を契機として、新たな議論を呼んでいる。その論点のひとつに、現行の教育基本法の第 15 条（宗教教育）第 1 項で、旧教育基本法の規定に加え、「宗教に関する一般的な教養」が教育上尊重されるべきものとして、知識教育的な表現を付加したことが挙げられる。この付加によって、宗教教育でどのような「宗教に関する一般的な教養」が教えられるのかが課題となってきたのである。

従来、日本における宗教教育は、その教育内容から、「宗教知識教育」「宗教的情操教育」「宗派教育」という三分法で議論されてきた。このうち、宗教知識教育は国公立学校でも可能である一方、宗派教育は私立学校でのみ可能であることには、おおよそ意見の一致をみている。しかし、宗教的情操教育が国公立学校で可能であるかについては、意見が分かれている。したがって、この三分法において、国公立学校でも可能な「宗教に関する一般的な教養」の教育を担うのは、宗教知識教育が中心となる

だろう。

こうした宗教教育の三分法に対して、この分類法では国公立学校での宗教教育について議論がこれ以上進展しないのではないかと、ということで提起され、また、教育基本法の改正を受けて注目されているのが、「生きた宗教」についての学びを目指し、国外の宗教文化と日本の伝統的な宗教文化との理解を深めることを柱とする「宗教文化教育」である。この宗教文化教育は、宗教教育の三分法で言うところの宗教知識教育と宗教的情操教育との両方の性格を有しており、そこに「宗教に関する一般的な教養」の教育を含むことを想定している。

「宗教に関する一般的な教養」とは具体的には何なのか。本稿では、次の 3 点について確認した後、「宗教に関する一般的な教養」に関する考察に入る。すなわち、(1) 教育基本法における宗教教育に関する条文の改正理由、(2) 宗教教育の新たな教育法のひとつである宗教文化教育の提起された背景、(3) 「宗教に関する一般的な教養」に関する諸見解について、従来の研究を整理して要点を確認する。その上で、宗教文化教育の観点から、インバウンド（訪日外国人の旅行）に着目して、官公庁の発行し

ているインバウンド対応ガイドブック（／マニュアル）計 5 点に掲載されている宗教に関する記述を取り上げ、このガイドブックを参考にした場合、「宗教に関する一般的な教養」として、どの宗教のどのような内容のものが有り得るのかを指摘したい。

2. 宗教教育に関する条文の改正理由

現行の教育基本法は、2006（平成 18）年 12 月に第 165 回臨時国会で成立したが、改正の際に、宗教教育に関する条文への文言の追加をめぐって議論がなされた。以下では、旧教育基本法（以下、旧法と表記）第 9 条の改正の背景、そして「宗教に関する一般的な教養」という文言が追加された理由について、2006（平成 18）年 5 月の第 164 回国会における宗教教育に関する議論を整理した鈴木 [2006: 17-18] から、要点を抜き出して確認しよう¹⁾。

まず、旧法第 9 条の改正の背景について、押さえておこう。当時の文部科学大臣であった小坂憲次（以下、小坂文科相と表記）は、「教育における宗教の問題というのは非常にデリケートであるということから、取り扱いが難しいという認識のもとに、ある意味では慎重になり過ぎた面」があり、このことから「いわゆる宗教的情操と言われる面において、日本人の精神的な背景の部分に若干陰りが出てきた」という認識を示している。

次に、「宗教に関する一般的な教養」という文言が追加された理由についてだが、第 164 回国会では、旧法の第 9 条第 1 項が議論の対象となった。旧法とそれに対応する政府案、民主党案とをそれぞれ列挙すると、次の通りである。

旧法
宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。（第 9 条第 1 項）

政府案
宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。（第 15 条第 1 項）

民主党案
宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。（第 16 条第 3 項）

上掲の条文に引かれた下線は筆者によるが、下線のこれらの文言が、新たに追加の是非の問われたものである。このうち、民主党案は、「宗教的感性の涵養」という文言を使用するとともに、第 1 項で、生の意義と死の意味の考察、生命あるものすべてのものを尊ぶ態度が盛り込まれていたが、条文に追加されることはなかった。これに関連して、「宗教的情操の涵養」が盛り込まれなかった理由について、小坂文科相の答弁に拠れば、宗教的情操を教えることは、「その内容が非常に多義的であり、特定の宗教、宗派と離れてそれを教えるということは、具体的に論じていくと難しい」こと、また、道徳教育の中で「人知を超えた存在というものに対する認識を持つことを教えることによって、豊かな情操を涵養したい」ことを挙げている²⁾。

一方、政府案の「宗教に関する一般的な教養」という文言の追加の理由については、これも小坂文科相の答弁に拠れば、「宗教の役割を客観的に学ぶことは大変重要であり、特に、国際関係が緊密化、複雑化する中であって、他の国の文化、民族について学ぶ上で、その背後にある宗教に関する知識や理解を深めることは必要」であることを挙げている。また、「宗教に関する一般的な教養」の具体的内容として、「主要宗教の歴史や特色、世界における宗教の分布」を例示している。

しかし、国公立学校では特定の宗教のための宗教的活動が禁止されている現状において、どの程度の宗教教育が可能であるか、また特定の宗教の教義を教えることなくして、宗教を理解できるのかという指摘に対して、小坂文科相は、「特定の宗派の教義は、特定の宗教のための宗教的活動として、一般的な国公立の学校では慎重に取り扱われるべき」との原則を示すとともに、僧侶、神父等を学校に招き話を聞くこと等の具体例についても「個別具体的な範囲内で判断されるべき事項である」と述べ、慎重な姿勢をとっている。

以上の鈴木 [2006: 17-18] によって整理された宗教教育に関する議論に基づくと、現行の教育基本法にある「宗教に関する一般的な教養」という文言は、グローバル化に伴って、他の国の文化、民族の背後にある宗教に関する知識や理解を深めること、端的に言えば、異文化教育が求められて追加されたと言えよう。

3. 宗教教育の三分法と宗教文化教育

日本の学校での宗教教育において、「宗教に関する一般的な教養」はどのように教育できるのか。日本における宗教教育は、表現に若干の違いはあるが、従来、その教育内容から、「宗教知識教育」「宗教的情操教育」「宗派教育」という、いわゆる三分法を前提に議論されることが多かった³⁾。

宗教教育の三分法のそれぞれについて、藤原 [2011a: viii-ix] [2013: 8] に基づく、次のように理解される。すなわち、宗教知識教育とは、歴史等の一般教科で、教祖の名前や年代、書籍の名前といった諸宗教に関する客観的な知識を伝える教育である⁴⁾。これに対して、宗派教育とは、特定の宗教の立場に立ち、その儀礼や教えなどを学び、実践をして、特定の宗教の信仰に導き、あるいは信仰を深めることを目的とするものであり、何らかの教化・感化を目指す。狭義の宗教教育は、この宗派教育を指す。最後に、宗教的情操教育とは、「人智を超えた大いなるもの」や「生命の根源すなわち聖なるもの」への「畏敬の念」を育てるための教育、換言すれば、特定の宗教・宗派に限定されない広い宗教心を形成するための教育である。

この三分法のうち、宗教知識教育は、国公立学校を含むどの学校でも行うことができるとされている。一方、後の2つの宗教的情操教育と宗派教育についてはどうか、という問題がある。まず、宗派教育は、それを行うことのできるのが私立学校のみということには、広く合意がある。しかし、宗教的情操教育は、それを国公立学校で行うことができるのかについて、特定の宗教に関わりのない宗教的情操があるか否かを対立軸として、意見が分かれている。こうした三分法の形で分類される宗

教教育は、藤原 [2011a: ix] の指摘するように、宗教知識教育、宗教的情操教育、宗派教育の順に、特定の宗教の宗教色が濃くなり、国公立学校での実施不可能の度合いが上がっている、と見ることができる。したがって、「宗教に関する一般的な教養」の教育を、国公立学校でも可能な教育に限定すると、この三分法においては、宗教知識教育が中心となって担うことになる。

以上の宗教教育の三分法に対して、こうした公教育で許容される宗教教育を三分法で議論しても、これ以上の進展が見込めないのではないかと、また、グローバル化・情報化が進行する時代に、宗教知識教育のみでは公教育の宗教教育として不十分ではないか、ということで提起され、教育基本法改正を機に注目されているのが、「宗教文化教育」という新たな教育法である。宗教文化教育とは、これを推進している一人である井上 [2015a: 5] に拠れば、なによりも「生きた宗教」についての学びを目指している。宗教を学ぶということは、宗教知識を覚えるだけで終わりというのではなく、人間の心のあり方や、社会の変化、あるいは文化との関わりといったことの理解に役立つ学びでなければならないからである。さらに、井上 [2007: 189] に拠れば、この教育は、国外の宗教文化の理解を深めること、日本の伝統的な宗教文化の理解を深めることを2つの大きな柱とする。そして、宗教教育の三分法で言うところの宗教知識教育と宗教的情操教育との両方の性格を有しており、そこに「宗教に関する一般的な教養」の教育を含むことを想定している。

4. 「宗教に関する一般的な教養」への諸見解

「宗教に関する一般的な教養」とは何なのか。これについて、管見の限りではあるが、従来の研究による見解を年代順に確認しておく。

大崎 [2007: 58] は、『一般的な教養』をどう解するか、新たな課題である。『教養』を知識的なことだけでなく知恵や文化的素養・修養まで含んでいるとすれば、『情操』までも含んだ概念とみることができる」と指摘する。

小森 [2007: 49] は「新たに『宗教に関する一般的な教養』が追加規定され、同じく第2条(教育の目標)にある『豊かな情操』の養成や『伝統や文化』の尊重との連関が推測される規定ともなっていることによって、教育内容的な規定を含むものとなっている」と指摘する。

岩田 [2011: 156] は「二〇〇八年度に告示された小学校・中学校の社会の学習指導要領では、宗教に関わる内容がその前の指導要領に比して格段に増えている。知識一般に関して、より充実した教育を展開するという大きな流れがある上に、宗教に関する一般的な教養を重視するという教育基本法の改正に呼応した面もある。いずれにしろ、地理・歴史・公民という社会科のいずれの分野においても、宗教に関する知識教育は充実へと向っている」と指摘する。

土屋 [2013: 73] は、「この表現はあいまいであるだけに、運用によって意味を盛りこむことも可能であろう。宗教知識教育と宗教的情操教育とを公共性を媒介にして結びつけたところに、『宗教に関する一般的な教養』の教育を期待することはできないであろうか」と提言している。

以上の諸見解を見た限り、「宗教に関する一般的な教養」について、次のことが言えよう。すなわち、「宗教に関する一般的な教養」の教育とは、大崎 [2007]・小森 [2007]・土屋 [2013] の指摘するように、宗教知識だけでなく情操までも含んだ教育であり、つまり宗教知識教育と宗教的情操教育との両側面を有している。その両側面の中でも、宗教知識教育は、岩田 [2011] の指摘するように、小学校・中学校の社会の学習指導要領に宗教に関わる内容がその前の指導要領に比して格段に増えていることからして、現に充実へと向っているのである。

では、「宗教に関する一般的な教養」について、具体的に何を教えられるのか。その手掛かりは、教科としての「宗教」に限定すると、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に教科「宗教」の内容が記されず、教科指導のために編纂された文部科学省検定済の教科用図書(以下、教科書と略)も発行さ

れていないため、1950(昭和25)年に出された中学3年生用の文部省著作教科書『宗教と社会生活』(社会科14(ロ))が、現在に至るまで唯一である⁵⁾。そうした中で、例えば、鈴木 [2006: 18] に拠れば、第164回国会における宗教教育に関する議論では、「宗教に関する一般的な教養」の具体的内容として、「主要宗教の歴史や特色、世界における宗教の分布」が例示されている。また、山口 [2015: 86-87] は、「宗教に関する一般的な教養」として、宗教改革や宗教戦争、歴史上で宗教が果たした役割やその文化の影響や歴史的な宗教思想、戦前の国家神道のはたした侵略性や国民抑圧の事実、反社会的カルト集団の反人間的・反社会的な性格や危険性、宗教的少数者が歴史のなかでどのような迫害を受け、信教の自由の大切さが歴史のなかでどのような困難を経て近代の権利とされてきたのか、といった宗教が人間社会にもたらした客観的な歴史的事実を挙げている。

本稿では、「宗教に関する一般的な教養」について考えるにあたって、ここまで確認してきたことを踏まえて、次の2点を重視したい。すなわち、「宗教に関する一般的な教養」という文言が教育基本法の条文に追加されたのは異文化教育が求められてという理由と、「宗教に関する一般的な教養」の教育には宗教知識教育と宗教的情操教育との両側面があるという従来の研究の見解とをである。そして、この2点に鑑みて、宗教知識教育と宗教的情操教育との両方の性格を有しており、異文化である国外の宗教文化の理解を深めることを二大柱のひとつとする宗教文化教育の観点を取り入れて⁶⁾、「宗教に関する一般的な教養」について、具体的に何を教えられるのかを考えてみたい。

5. 宗教文化教育から見た「宗教に関する一般的な教養」の具体的な内容

宗教文化教育とは、平藤 [2015: 167] の評するところでは、「知識教育をより広くとらえ、自文化の宗教伝統への理解と異文化宗教への理解を深めることで多文化共生社会、グローバル化時代にも対応した教育を行うことが目指されており、今後、

教育方法についての議論の積み重ねや教材開発の充実が期待される」ものである⁷⁾。このように教育方法の議論や教材開発の充実が途上ではあるものの、土屋 [2015: 3] の述べるように、「日本における宗教教育の課題は、狭く限定されがちであった従来の宗教概念を、宗教文化の広がりの中でとらえなおし、知識を媒介としてそれを教育の地平へ載せること」であると考えられ、「そのためには、学校教育・社会教育を取り巻く環境の中から、宗教文化に対する人々の関心を掘り起こし、それを積み重ねていくことが必要になる」だろう。

以下では、宗教文化教育の観点から、「宗教に関する一般的な教養」について検討を加えるが、こうした宗教文化に対する人々の関心の一例として、具体的には、近年、日本で増加傾向にあるインバウンド（訪日外国人の旅行）に着目する⁸⁾。というのも、訪日外国人をもてなす際には、相手の国の文化や習慣、さらには相手の宗教についても知っておく必要があるが、そうした知識の中で、「生きた宗教」についての知識がまさに求められているからである。

では、インバウンド向けの知識はどこから得ることができるのかというと、官公庁よりインバウンド対応ガイドブック（／マニュアル）が発行されている。したがって、本稿では、参考資料として、筆者の入手し得た、官公庁発行のインバウンド対応ガイドブック計 5 点を使用し、当該資料に掲載されている宗教に関する記述を参考にすると、「宗教に関する一般的な教養」として、どの宗教のどのような内容のものがあり得るのかを明らかにする。

5.1. インバウンド対応ガイドブックにおける宗教に関する記述の整理

まず、今回使用したインバウンド対応ガイドブックは、発行年の昇順に示すと、以下の通りである。資料①：国土交通省総合政策局観光事業課『多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル～外国人のお客様に日本での食事を楽しんでもらうために～』2008、<https://www.mlit.go.jp/common/000059429.pdf>。（最終閲覧：2020

年 5 月 1 日）

資料②：観光庁観光産業課『多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル 抜粋版～外国人のお客様に日本での食事を楽しんでもらうために～』2009、<https://www.mlit.go.jp/common/000059430.pdf>。（最終閲覧：2020 年 5 月 1 日）

資料③：国土交通省北海道運輸局『外国人観光客ひとり歩き受入マニュアル～ミニマム言語バリアフリー』2013、<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/minimum/pdf/T.pdf>。（最終閲覧：2020 年 5 月 1 日）

資料④：農林水産省『地域で取り組む人たちのためのインバウンド対応ガイドブック（平成 30 年版）』2018、<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/inbound30-13.pdf>。（最終閲覧：2020 年 5 月 1 日）

資料⑤：東京都産業労働局観光部受入環境課『飲食・宿泊・小売事業者のためのインバウンド対応ガイドブック』2018、<https://www.sangyo-rodometro.tokyo.jp/tourism/a0e5cebb9b0fe4327ea1e85ca887a680.pdf>。（最終閲覧：2020 年 5 月 1 日）

次に、これらの資料を用いて、そこには、具体的にどの宗教が挙げられ、その宗教の何が解説されているのかを整理してゆく。

資料①は、4 パート立てに付録を加えた形で、全 200 頁から成る、大部のものである。宗教に関するまとまった内容として、まず、Part II「外国人客に対する飲食接遇マニュアル＜基礎編＞～外国人のお客様を受け入れるにあたって考慮すべき事柄」の「食材、料理に関する理解」（17～30 頁）において、ベジタリアン（宗教に一部由来）、イスラム教、仏教、キリスト教、ユダヤ教、ヒンドゥー教、ジャイナ教といった宗教・嗜好別の取扱い注意の食材などを列挙し、宗教上の適切な処理を施した食材とその入手について説明している。次に、Part IV「国別・宗教別・嗜好別に見た外国人客の食文化・食習慣＜データベース編＞」の「宗教・嗜好別に見た食文化・食習慣」（67～93 頁）において、ベジタ

リアン（ジャイナ教、ヒンドゥー教、仏教に一部言及）、イスラム教、仏教、キリスト教、ユダヤ教、ヒンドゥー教、ジャイナ教の項目を設け、各々について詳述している。そこでは、(1) 各嗜好や宗教に関する基本情報や該当する国民といった概要、(2) 食に対する意識、日常の食事パターン例、各嗜好や宗教の料理の特徴、食に対する禁止事項と嫌悪感、テーブルマナー、日本の食事で好まれるもの、日本の食事で嫌われるもの、各嗜好や宗教の者に対して良いおもてなしをするための推奨事項、食事以外の禁止事項、といった食習慣、(3) 各嗜好や宗教に関する情報の問合せ先が記載されている。同資料は、「多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル」という名を冠する通り、宗教の食に関する内容が中心ではあるが、Part IVにおける良いおもてなしをするための推奨事項や食事以外の禁止事項の解説には、それ以外の内容も含んでおり、宗教に関する幅広い知識を提供している。

資料②は、資料①の抜粋版であり、4章立てで、全44頁から成る。宗教に関しては、第2章「外国人客に対する飲食接遇の基礎」の「食材についての留意点」「代表的な嗜好・宗教別の取り扱い食材」（11～17頁）や、第4章「宗教別・国別に見た外国人客の食文化・食習慣の例」（28～31頁）に記述があり、各章は資料①のPart IIやIVの内容の要点を抜き出して、より見やすいレイアウトとなっている。資料①と②の内容を比較してみると、第2章は、資料①と同じ宗教・嗜好を項目化している一方、第4章は、イスラム教とユダヤ教のみ例示しており、それ以外については、資料①に委ねている。つまり、抜粋版ではイスラム教とユダヤ教が重視されていると見ることもできよう。

資料③は、A～Gまで7項目立てで、全50頁から成る。宗教に関してまとまった記述はないが、次の2項目において宗教に関する記述を見出すことができる。まず、B「外国人をもっと知ろう」（7頁）において、外国人の地域別特性として、マレーシアは、イスラム教徒の人口が多いので、礼拝や食事の制限などがあり、それらへの対応が必要であることを述べている。次に、D「施設・拠点別情報提供

の留意点」のD-5「飲食店」（25頁）において、宗教や食習慣上「食べられないもの」について、宗教としては、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、ユダヤ教徒の一覧を示しており、イスラム教徒とヒンドゥー教徒に関しては、給仕の際の留意点など食材以外の情報も載っている。また、D-7「宿泊施設」（29～30頁）において、食事について詳しくはD-5に委ねられているが、その他として、イスラム教徒の礼拝とラマダンに言及している。

資料④は、2章立てで、全40頁から成る。宗教に関しては、第2章「指差しコミュニケーションツール」の「アレルギーの有無を聞く」（35頁）の中で、宗教上で食べられないモノを簡潔にまとめており、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、ユダヤ教徒、一部の仏教徒が避ける食材を列挙している。

資料⑤は、4項目立てで、全20頁から成る。宗教に関しては、3項目に見出すことができる。まず、「食事の時のこと」の「接客前に知っておきたい各国のマナーや習慣」（2～3頁）において、ヒンドゥー教のテーブルマナー、イスラム教、仏教、ヒンドゥー教の禁忌事項に簡単に触れている。また、その後の節（4～6頁）において、食事の禁忌について、イスラム教、ヒンドゥー教、仏教、ジャイナ教、宗教に由来するベジタリアンを取り上げ、簡潔にまとめている。次に、「マナーや文化のこと」の「宗教や国で異なるタブーやマナー」（8～9頁）において、イスラム教徒やヒンドゥー教徒に対するしぐさに関する注意事項を解説するが、特にイスラム教に関しては、別項を設けている。最後に、「外国人旅行者にまつわる現場からの「生の声」～宿泊施設編～」（16頁）において、イスラム教の礼拝に関する宿泊施設からの声とそれに対する解説を載せている。

5.2. インバウンド対応ガイドブックに基づく「宗教に関する一般的な教養」

ここまで、計5点のインバウンド対応ガイドブックにおける宗教に関する記述を整理してきた。こうした記述に基づく、宗教文化教育から見た「宗教に関する一般的な教養」の具体的な内容と

しては、次のことが言えよう。

まず、ガイドブックに取り上げられている宗教は、イスラム教、仏教、キリスト教、ユダヤ教、ヒンドゥー教、ジャイナ教の計 6 つであった。したがって、「宗教に関する一般的な教養」として取り上げる宗教は、これらの宗教が中心となる。そのうち、何れのガイドブックもイスラム教に関する内容が多く、それにユダヤ教やヒンドゥー教が続いている。イスラム教については、観光庁より 2015（平成 27）年に専用のおもてなしガイドブックが発行されていることからしても⁹⁾、重要視されていると考えられる。

次に、ガイドブックに記載されている宗教に関する内容としては、外国人の旅行者を対象とすることから、食に関するもの、特に食べられない食材に関するものが多かった¹⁰⁾。食以外には、食に関連するマナーなどの接し方や、礼拝などの習慣に関する内容を含む場合もあった。何れの内容も、外国人をもてなす上で必要な宗教に関する知識であって、特定の宗教の宗祖や教義に関するものではないことが分かる。以上のように、「宗教に関する一般的な教養」の内容としては、食を中心とした、特定の宗教を信仰する人が生活する上で、またその人と接する上で必要な知識が挙げられよう。

ただし、注意が必要なのは、今回参考にしたどのガイドブックにも、国や嗜好と並列する形で宗教に関する情報が記載されており、その意味において、宗教の項目が特別扱いされているわけではないということである。また、ガイドブックは、その内容が訪日外国人の宗教に関する情報に限られているため、宗教文化教育の観点からすると、国外の宗教文化の理解に資する一方、日本の伝統的な宗教文化の理解には資さないのである。そのため、「宗教に関する一般的な教養」の教育では、日本に信者の多い神道や日本仏教に関しても、ガイドブックに記載されている情報と同程度のことは取り上げるべきであろう。

6. おわりに

本稿において確認、考察した内容をまとめると

次の通りである。

2006（平成 18）年 12 月に改正施行された教育基本法の第 15 条（宗教教育）第 1 項では、教育上尊重されるべきものとして、「宗教に関する一般的な教養」が追加された。「宗教に関する一般的な教養」という文言の追加の理由については、同年 5 月の第 164 回国会における宗教教育に関する議論に拠ると、端的に言えば、異文化教育を求めてということが確認できる。

この「宗教に関する一般的な教養」という文言の追加によって、宗教教育でどのような「宗教に関する一般的な教養」が教えられるのか。日本における従来の宗教教育を分類した三分法のうちでは、それを宗教知識教育が担うことになる。これに対して、本稿では、「宗教に関する一般的な教養」という文言の追加の理由である異文化教育と、「宗教に関する一般的な教養」の教育には宗教知識教育と宗教的情操教育との両側面があるという従来の研究の見解とを重視して、この 2 点を満たす宗教文化教育の観点を採り入れた。そして、宗教文化に対する人々の関心の一例として、インバウンド（訪日外国人の旅行）に着目し、インバウンド対応ガイドブックに基づく「宗教に関する一般的な教養」について情報を整理し考察した。

その結果として、「宗教に関する一般的な教養」について、次のことが指摘できる。「宗教に関する一般的な教養」には、イスラム教、仏教、キリスト教、ユダヤ教、ヒンドゥー教、ジャイナ教といった宗教の、食を中心とした、信仰する人が生活する上で、またその人と接する上で必要な知識が、内容としてあり得る。加えて、ガイドブックにはないが、日本の伝統的な宗教文化の理解のために、日本に信者の多い神道や日本仏教に関しても取り上げるべきである。

今回の考察では、ガイドブックにおいて、どの宗教が挙げられ、その宗教の何が解説されているのかという、大まかな内容を扱うにとどまったので、今後は、宗教教育の教材となり得る、こうしたガイドブックにおける宗教に関する内容について、詳細に踏み込んだ考察を課題としたい。

注

1) 鈴木 [2006] の他に、第 164 回国会に限定せず、教育基本法改正の歴史と問題点を、宗教教育の視点から広く考察したものに、大崎 [2007] がある。本稿では、教育基本法への文言の追加に関する議論に焦点化している鈴木 [2006] を中心に取り上げる。

2) 宗教的情操の教育に関して、大崎 [2007: 58] は、「改正条文には、第二条 (教育の目標) で、『幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。』と述べられている。つまり、積年の課題であった『宗教的情操』の教育を『宗教教育』の条文のところで明確に表現するのではなく、より高次の『教育の目標』のところで、『情操』一般として規定していると解釈できる可能性がある」と指摘している。なお、旧教育基本法第 9 条立法制定の審議過程において、「宗教に関する寛容の態度」という文言は、「宗教的情操の涵養」というのが最初の案であった。審議過程の推移に関しては、小山 [2008: 84-85] を参照。

3) 三分法に代わるものとして、いくつかの分類の試みがなされている。例えば、1990 年代の後半、オウム真理教の事件以降、この三分法に「対宗教安全教育」「宗教的寛容教育」を追加する場合がある。これは、1996 年に津市立橋北中学校の教諭であった三輪辰男の提案を受けて、菅原伸郎が菅原 [1999: 18-19; 204-205] において提唱したものである。これらの分類項目の追加に関しては、小山 [2017: 341-339] を参照。この他に藤原聖子は、藤原 [2007: 210-215] で六分法を提唱しているが、藤原 [2013: 10-12] では自らその欠点も述べている。

4) 藤原 [2011b: 294] は、「宗教知識教育」という概念について、「中立的であるという予断を含んだり、知育偏重的というニュアンスを与えたりといった点で難のあるもの」とであると指摘した上で、便宜的にこの語を使用している。

5) 同教科書は、「宗教の形態とその種類」「宗教の歴史」「社会および個人に対する宗教の影響」「宗教と

われわれの現代の生活」の全 4 章から成る。同教科書に関しては、貝塚 [2014] を参照。

6) 筆者 (岡田) は、これまでも宗教文化教育の観点を採り入れた論考を、拙稿 [2017] として発表している。そこでは、特定の宗教のためでない宗教教育は、宗教文化教育という観点から、国公立学校でも必要である、という考えの下、高等学校での指導事例に基づき、教科「宗教」の教育課程の構成と指導法について論じた。

7) 宗教文化教育の教材としては、現在、2011 年 1 月に設立された宗教文化教育推進センター (Center for Education in Religious Culture、略称 C-ERC、<http://www.cerc.jp/>) において、「宗教文化を学ぶための基本書」や「宗教文化に関する基本用語クイズ」、「各種データベース」(世界遺産と宗教文化、映画と宗教文化、博物館と宗教文化) が提供されている。この他の教材については、井上 [2015b: 41-42] に詳しい。

8) 島田 [2020: 200-201] に拠れば、新型コロナウイルスによる世界的な流行が発生するまで、日本にやってくる外国人の数は飛躍的に増えている。来日した外国人は、2010 年に 861 万 1000 人だったものが、2013 年には 1000 万人を超え、さらにそれから 5 年経った 2018 年、3000 万人を超え、2019 年には 3118 万人に達している。

9) 観光庁『ムスリムおもてないガイドブック基礎知識編』2015 初版、2018 増補、<https://www.mlit.go.jp/common/001235102.pdf>。(最終閲覧: 2020 年 5 月 1 日) この他に、実践編や付録編もある。

10) 宗教と食をテーマとした書籍が近年出版されている。例えば、南直人 (編)『宗教と食』(食の文化フォーラム 32、ドメス出版、2014)、『食文化誌 ヴェスタ』第 105 号 (特集 宗教的タブーとおもてなし、味の素食の文化センター、2017) などがある。また、食を含め広く宗教の規則を扱うものに、井上順孝『世界の宗教は人間に何を禁じてきたか』(河出書房新社、2016)、島田裕巳『イスラム、ヒンズー、ユダヤ教……宗教別おもてなしマニュアル』(中央公論社、2020) などがある。

参考文献

- 井上順孝 [2007] 「公教育のなかの宗教文化教育」『ポケット図解 宗教社会学がよ〜くわかる本』秀和システム、pp. 188-189。
- [2015a] 「宗教を学ぶとは——宗教文化士——」櫻井義秀・平藤喜久子（編著）『よくわかる宗教学』ミネルヴァ書房、pp. 4-5。
- [2015b] 「国際的視点からみた宗教文化教育」『國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』第 8 号、pp. 33-45。
- 岩田文昭 [2011] 「国公立学校における宗教教育の現状と課題」『宗教研究』85 卷 2 輯、pp. 139-163 (375-399)。
- 大崎素史 [2007] 「教育基本法改正の歴史と問題点——宗教教育の視点から——」国際宗教研究所（編）『現代宗教 2007』特集 宗教教育の地平、秋山書店、pp. 39-62。
- 岡田英作 [2017] 「[教育ノート] 教科「宗教」の教育課程の構成と指導法——高等学校における指導事例を中心に——」『密教學會報』第 55 号、pp. 62-50 (41-53)。
- 貝塚茂樹 [2014] 「宗教はどのように教えられてきたか (1) ——文部省著作社会科教科書『宗教と社会生活』を中心に——」資料「文部省著作教科書 宗教と社会生活」中央教育研究所『研究報告：学校における「宗教にかかわる教育」の研究 (2) ——日本と世界の「宗教にかかわる教育」の現状——』No. 81、pp. 8-42。
- 小森久衛 [2007] 「《論説》教育の「公共性」について——教育基本法「改正」論をめぐる諸問題——」『四日市大学論集』第 19 卷第 2 号、pp. 37-51。
- 小山一乘 [2008] 「新旧教育基本法における文言「宗教教育」について」『宗教法』第 27 号、pp. 77-103。
- [2017] 「亜種概念「宗派教育」と類概念「宗教的情操教育」との教授概念の教育論理管窺」『駒澤大學佛教學部論集』第 48 號、pp. 348-334 (85-99)。
- 島田裕巳 [2020] 『イスラム、ヒンズー、ユダヤ教……宗教別おもてなしマニュアル』中央公論社。
- 菅原伸郎 [1999] 『宗教をどう教えるか』朝日新聞社。
- 鈴木友紀 [2006] 「教育基本法の全面改訂をめぐる国会議論——教育基本法案、日本国教育基本法案——」『立法と調査』260 号、pp. 13-22、http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2006pdf/2006100-6013.pdf。(最終閲覧：2020 年 3 月 22 日)
- 土屋博 [2013] 「宗教教育の公共性」『宗教文化論の地平——日本社会におけるキリスト教の可能性——』現代宗教文化研究叢書 1、北海道大学出版会、pp. 54-77。
- [2015] 「宗教文化とはなにか」櫻井義秀・平藤喜久子（編著）『よくわかる宗教学』ミネルヴァ書房、pp. 2-3。
- 平藤喜久子 [2015] 「教育と宗教」櫻井義秀・平藤喜久子（編著）『よくわかる宗教学』ミネルヴァ書房、pp. 166-167。
- 藤原聖子 [2007] 「英米の事例に見る宗教教育の新たな方向性」国際宗教研究所（編）『現代宗教 2007——特集 宗教教育の地平——』秋山書店、pp. 209-233。
- [2011a] 『教科書の中の宗教——この奇妙な実態——』岩波書店。
- [2011b] 「グローバル化時代の宗教知識教育——誰が、何のために、何を伝えるのか——」『宗教研究』85 卷 2 輯、pp. 293-318 (529-554)。
- [2013] 「教育改革と宗教教育の新たな可能性——三分法を超えて——」聖心女子大学キリスト教文化研究所（編）『宗教なしで教育はできるのか』春秋社、pp. 5-27。
- 山口和孝 [2015] 「国公立学校で宗教をどのようにあつかうべきか」平和・国際教育研究会「宗教と教育」部会（編）『Q&A でわかる宗教と教育・人権・平和』平和文化、pp. 77-90

